

大和市告示第116号

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年5月15日

大和市長 大 木 哲

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業
実施要綱の一部を改正する要綱

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱
(平成21年大和市告示第112号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

附 則

この要綱は公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。